

日立市営住宅の指定管理者の指定について

別紙のとおり日立市営住宅の指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 12 月 7 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

日立市営住宅の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
<p>(公営住宅)</p> <p>天神前団地、上相田団地、 渡志団地、田尻浜団地、 上の代団地、小木津団地、 田中団地、オボ内団地、 滑川団地、神峰団地、 大平団地、原前団地、 桐木田団地、高松台団地、 前塚団地、御殿山団地、 城南団地、山田団地、 池の川団地、表田団地、 戸崎団地、沢目団地、 戸沢団地、森下団地、 磯坪団地、道師内団地、 弥平台団地、金畑団地、 南高野団地、是也団地、 十王台団地</p> <p>(改良住宅)</p> <p>神峰団地、大平団地、 御殿山団地、城南団地</p>	<p>一般財団法人茨 城県住宅管理セ ンター</p>	<p>令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで</p>